

官報

号外

昭和二十八年十二月七日

○第十八回 参議院會議録 第五号

昭和二十八年十二月七日(月曜)午前
十時三十一分開議

議事日程 第五号

昭和二十八年十二月七日

午前十時開議

第一 国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件
(輸出入取引審議会委員)

第二 国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件
(中央酒類審議会委員)

第三 人事官の任命に関する件
第四 町村合併促進法の一部を改正する法律案(石村幸作君外八名発議)

名発議)
(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る四日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 木村福太郎君(木村福太郎君の補充)

昭和二十八年十二月七日 参議院會議録第五号 議長の報告

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案(加藤精三君外七名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
去る一日委員長から左の報告書を提出した。

臨時疎安給付安定法案審査報告書
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国有林野事業) 審査報告書

去る一日委員長から左の報告書を提出した。

農林政策に関する調査報告書
食糧政策に関する調査報告書
疎安工業合理化及び疎安輸出調整臨時措置法案審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(アルコール専売事業) 審査報告書

通商及び産業一般に関する調査報告書
去る二日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十六年年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十六年年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十六年年度政府関係機関決算報告書審査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査報告書
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政事業) 審査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査報告書
去る一日委員長から左の報告書を提出した。

けい、肺法案審査報告書
労働基準法の一部を改正する法律案

去る四日議長は内閣総理大臣に左の者

一昨五日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

町村合併促進法の一部を改正する法律案(石村幸作君外八名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約第八条2についての留保に関する公文の交換について承認を求めるの件 外務委員会に付託

昭和二十八年年度一般会計予算補正(第2号)
昭和二十八年年度特別会計予算補正(特第2号)

昭和二十八年年度政府関係機関予算補正(特第1号)
去る二日委員長から左の報告書を提出した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを人事委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(益谷秀次君外十四名提出)

去る一日委員長から左の報告書を提出した。

けい、肺法案審査報告書
労働基準法の一部を改正する法律案

審査報告書

労働情勢一般に関する調査報告書

去る三日委員長から左の報告書を提出した。

建設行政に関する調査報告書

去る四日委員長から左の報告書を提出した。

地方行政の改革に関する調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査報告書

昭和二十八年年度予算の執行状況に関する調査報告書
一昨五日委員長から左の報告書を提出した。

町村合併促進法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、同院は参議院議員田村文吉君及び同高木正夫君が輸出取引審議会委員に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は参議院議員土田国太郎君が中央酒類審議会委員に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は人事官に浅井清君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

去る四日議長は内閣総理大臣に左の者

昭和二十八年十二月七日 参議院會議録第五号

會議 議員加納金助君の逝去に関する議長の報告 故議員加納金助君に対する弔詞 規定による国会の議決に関する件(中央酒類審議会委員) 人事官の任命に関する件 四四

を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

農林大臣官房長 渡部 伍良君

大蔵省造幣局長 村岡 信勝君

大蔵省印刷局長 吉田 晴二君

日本専売公社監理官 今泉 兼寛君

林野庁長官 柴田 榮君

通商産業省 中村辰五郎君

運輸省鉄道監督局長 植田 純一君

郵政大臣官 八藤 東海君

人事部長 庄司 新治君

郵政省電氣 金光 昭君

同 久田 富治君

内閣総理大臣官房 審議室統轄参事官

総理府事務官 亀井 光君

労働省労働基準局長 上村健太郎君

保安庁長官官房長 長村 貞一君

経済審議庁調整部長 松尾 金蔵君

経済審議庁計画部長 佐々木義武君

水産庁次長 岡井 正男君

外務省経済局長 黄田多喜夫君

一昨五日内閣総理大臣から、農林大臣官房長渡部伍良君外十七名(前掲議長承認のとおり)を第十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

法務大臣官 房調査課長 位野木益雄君

同日内閣総理大臣から、法務大臣官房調査課長位野木益雄君を第十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の會議を開きます。

議員加納金助君は一昨五日逝去せられました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。

○議長(河井彌八郎) 佐藤尚武君から發言を求められました。この際、發言を許します。佐藤尚武君。

〔佐藤尚武君登壇、拍手〕

○佐藤尚武君 只今議長から御報告になりました通り、永らく病氣御療養中でありました議員加納金助君は、一昨五日逝去いたしました。私ども同僚議員として誠に痛惜の至りに堪えません。ここに、甚だ僣越ではございますが、同僚諸君のお許しを得まして、同君の生前を回想し、哀悼の辭を捧げたいと存じます。

加納君は、明治十六年千葉県に生れ、成田中学校を経て、日本大学を卒業、のち日本大学商業学校校長、日本大学常務理事、同理事副会頭、日本第一

一学園理事長となる等、多年我が国文教界のためその生涯を捧げられると共に、千葉市長となること三回にも及び、市政に尽す、又、千葉県選出議員、会会長として遺族の援護に多くの功績を残されたのであります。

なお、一方、政界方面においても多大の志を有せられ、昭和二十五年第二回参議院議員通常選挙においては、地方区千葉県選出議員として当選の榮を得られ、国会議員の一員として席を連ねられてからも、文部委員会理事その他各常任委員となつて、国権の最高機關の一員として立法に参画、憲政のため尽くされたことも非常に多大なものがあつたのであります。

今や内外の諸情勢の推移に伴ひ、国会もその責務のいよいよ重大さを加えるときに當つて、同君のごとき卓越明敏の士を失ふことは、本院のため誠に痛惜に堪えないところであります。ここに同君の御逝去を悼むと共に、御冥福を祈り、哀悼の辭を捧げる次第でございます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) お諮りいたします。加納金助君に対し、院議を以て弔詞を贈呈することといたし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じます。

○議長(河井彌八郎) お諮りいたします。加納金助君に対し、院議を以て弔詞を贈呈することといたし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じます。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同君が輸出入取引審議会委員に就くことができると議決せられました。

○矢嶋三義君 私はこの際、水害地緊急救済対策に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○松浦清一君 私は只今の矢嶋君の動議に賛成をいたします。

○議長(河井彌八君) 矢嶋君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。矢嶋三義君。

〔矢嶋三義君登壇、拍手〕

○矢嶋三義君 災害は忘れられた頃襲つて来ると言われておりますが、本年の我が国の災害は、忘れないうちに相次いで襲つて参つた次第でございます。我が参議院は、当初からこの災害対策につきましまして徹頭徹尾積極的な態度をとつて参つた次第でございますが、この段階に當つて、私はこの壇上から、大臣と言葉のやり取りをしようとするのではございません。如何にして災害復旧を促進させるかと、こういう立場から若干質問を試みんとするものでございます。

先国会の末期において、我が参議院においては、或いは特別委員会、或いは予算委員会等におきまして、予算の効率的使用並びに不正防止に関するところの決議をそれ／＼なして、政府にその善処方を要望しておつたわけでございまして、これに対して政府機関が努力している姿は認めます。結構なことと考えますが、そのみに専念して、災害復旧の根本的な対策について、国会の議決に基くところの執行について怠慢の節がある点については、誠に遺憾千万に存じます。従つて、災害地を視察いたしますというといふ、いわゆる災害国会は終了いたしましたけれども、一向復旧というものは進捗していない。この事態について本部長であるところの緒方副総理は如何ような所感を持つておられるか。先ず伺いたいと思つてでございます。

以下私は若干具体的にお伺いたしたいと思ひますが、それは、先般の災害国会の場合に、特別委員会は例の予算の審議について予算委員会に連合審査を申入れしました。これに對しまして、一刻も早く予算を可決して災害復旧を図らなければならぬという災害国会の立場から、予算委員長はこの連合審査を拒否したのでございます。かようにして僅か十日間で災害国会は終了した次第でございますが、その直後、私はこれに基いて予算の配分を早くやるように、更に次々に延びているところの政令の公布、更に地域指定を

と、早くやるように、或いは大蔵省、或いは総理府に要求いたしましたところが、国会終了直後においては、大蔵省の森永主計局長或いは災害対策本部の田中官房副長官は、十一月の十五、十六日頃までには必ず政令を出す、かように言明いたしましたのでございます。ところが国会が終つてみますと、いふところ、政令の公布といふのはいつになつても行われぬ。この政令の公布の遅れた理由を伺いたい。そしてこの際上から、すでに政令の出されたのは幾つあつて、出されないのは幾つあるのか、未公布の政令はいつ出すのか、そういう点について緒方副総理から明確に御答弁頂きたいと思ひます。

次に、さて政令は公布されましても、地域指定の告示が出なければ災害立法の適用地域というものは決定いたさないわけでございます。この地域告示は主務大臣がこれをなすことになつておりますが、私は本日まで地域指定の告示がなされたというのはいつも聞いておりません。六月、災害があつて、そうしてすでに数カ月経過いたしました。災害国会は緊急というので僅か十日間で短期に切り上げておきながら、本日に至つて災害立法を適用するとこの地域を未だに告示しないというこの実情について、如何ように緒方副総理は責任を感じておられるか。その点、私は伺いたいと思ひるのでございます。更にこれに對しまして、一体この地域の告示は一度になすのか。或いは数度に分れてなすのか。若し数度に分れてなすならば、最終の地域指定というものはいつ頃になるのか。この点、私は伺いたいと思ひます。更に、六月災害のあつた地域ですでに地域指定を待ちこがれてゐるわけでございますが、この六月災害の地域指定と九月のいわゆる十三号台風の地域指定とを分離してでも早急に地域指定の告示をなす意思はないかどうか。この点について緒方副総理並びに戸塚建設大臣、保利農林大臣に、それ／＼の立場において答弁を頂きたいと思ひます。なおこれに関連して伺ひますが、あの地域指定に當つては、いわゆる十

村の指定が行われたいという、多くの法律の地域指定が決定いたしました。例えば公立教育施設の災害復旧事業に関するもの、国民健康保険に関するもの、母子福祉資金或いは社会福祉事業施設災害復旧に関するもの、或いは市町村が実施する失業対策事業等々、行わないといふと、これらの法律は全部地域指定ができないわけでございます。従つて建設省が所管してゐるところの政令三百五十六号の第一条第二項に基いてなされる市町村指定というものは一刻も早くなされなければならぬと思ひますが、この見通しを建設大臣は如何ように持つておられるのか。その点、伺いたいと思ひます。

以下私は若干具体的にお伺いたしたいと思ひますが、それは、先般の災害国会の場合に、特別委員会は例の予算の審議について予算委員会に連合審査を申入れしました。これに對しまして、一刻も早く予算を可決して災害復旧を図らなければならぬという災害国会の立場から、予算委員長はこの連合審査を拒否したのでございます。かようにして僅か十日間で災害国会は終了した次第でございますが、その直後、私はこれに基いて予算の配分を早くやるように、更に次々に延びているところの政令の公布、更に地域指定を

と、早くやるように、或いは大蔵省、或いは総理府に要求いたしましたところが、国会終了直後においては、大蔵省の森永主計局長或いは災害対策本部の田中官房副長官は、十一月の十五、十六日頃までには必ず政令を出す、かように言明いたしましたのでございます。ところが国会が終つてみますと、いふところ、政令の公布といふのはいつになつても行われぬ。この政令の公布の遅れた理由を伺いたい。そしてこの際上から、すでに政令の出されたのは幾つあつて、出されないのは幾つあるのか、未公布の政令はいつ出すのか、そういう点について緒方副総理から明確に御答弁頂きたいと思ひます。

次に、さて政令は公布されましても、地域指定の告示が出なければ災害立法の適用地域というものは決定いたさないわけでございます。この地域告示は主務大臣がこれをなすことになつておりますが、私は本日まで地域指定の告示がなされたというのはいつも聞いておりません。六月、災害があつて、そうしてすでに数カ月経過いたしました。災害国会は緊急というので僅か十日間で短期に切り上げておきながら、本日に至つて災害立法を適用するとこの地域を未だに告示しないというこの実情について、如何ように緒方副総理は責任を感じておられるか。その点、私は伺いたいと思ひるのでございます。更にこれに對しまして、一体この地域の告示は一度になすのか。或いは数度に分れてなすのか。若し数度に分れてなすならば、最終の地域指定というものはいつ頃になるのか。この点、私は伺いたいと思ひます。更に、六月災害のあつた地域ですでに地域指定を待ちこがれてゐるわけでございますが、この六月災害の地域指定と九月のいわゆる十三号台風の地域指定とを分離してでも早急に地域指定の告示をなす意思はないかどうか。この点について緒方副総理並びに戸塚建設大臣、保利農林大臣に、それ／＼の立場において答弁を頂きたいと思ひます。なおこれに関連して伺ひますが、あの地域指定に當つては、いわゆる十

万以下の農地小災害の査定が終らないと市町村の指定が行われたいようになつておられますが、農林省においていわゆる小災害の査定状況は如何ようになつておられるのか。この点、保利農林大臣に伺いたいと思ひるのでございます。政令三百五十六号の第一条の第二項によつて市町村が指定されますが、この市町村の指定が行われたいという、多くの法律の地域指定が決定いたしました。例えば公立教育施設の災害復旧事業に関するもの、国民健康保険に関するもの、母子福祉資金或いは社会福祉事業施設災害復旧に関するもの、或いは市町村が実施する失業対策事業等々、行わないといふと、これらの法律は全部地域指定ができないわけでございます。従つて建設省が所管してゐるところの政令三百五十六号の第一条第二項に基いてなされる市町村指定というものは一刻も早くなされなければならぬと思ひますが、この見通しを建設大臣は如何ように持つておられるのか。その点、伺いたいと思ひます。

官 報 (号 外)

未だ予算の概算も終了していないところの關係省においては、いつ、その予算の配分をしようとするのか。これらの点について、緒方副総理、戸塚建設大臣、保利農林大臣の答弁を頂きたいと思ひます。これと関連するのでございしますが、あの災害予算については、いわゆる保守三派の協定によつて、千五百六十五億円の三割復旧に必要な不足金額は、復旧事業の進行に伴い、その必要に応じ、実情調査の上、資金運用部資金等より融資する、こういう保守三派協定があるのでございしますが、一体、現状で三割復旧の自信があるかどうか。来年度の積付までに農地及び農業施設の復旧ができる自信があるかどうか。更に、この三割復旧に必要な不足金額百五十七億の融資を言明されておられたのでございしますが、その後の調査の状況並びにそれに基いて如何なる資金計画から幾ばくの融資をすることに方針がきまつたか。それらの点について、緒方副総理、小笠原大蔵大臣、戸塚、保利四大臣に答弁を頂きたいと思ひます。

次に伺いたい点は、大蔵文部大臣に伺いますが、台風十三号の教育施設の復旧予算は先国会で可決はされましたけれども、その当時、文部省は、その災害復旧所要費の査定が終つていなかった。査定が終つていないのに持つて来て大蔵省から七億五千万円の予算が組まれたのであるが、査定が終了後においては不足分については追加するということを委員会で言明されておりますが、その後の査定状況はどうなつておるのか。これを大蔵文部大臣に伺いたのであります。これと同性質の質問であります。これは排土費につきましても、新しい立法であつて、査定の状況も憤れていないので、未査定のままにおいて予算は編成され、可決されたわけではございしますが、これらの排土費に要するところの予算は、査定終了後において予備金から支出するといふ條件の下に、あの予算案は關係省の間で話し合いがまとまつていたといふことを答弁頂いておつたのでございしますが、その後の査定の状況並びにそれに基いての關係省と大蔵当局との交渉は如何ようになつておるかといふ点について、大蔵大臣初め關係大臣の答弁を求めます。

次に起債の特例に関する法律について伺いますが、災害によつて収収減を來たす、そういう地方公共団体の財源枯渇を救うために起債の特例に関する法律が通過成立したわけではございしますが、この区域の指定をいつやるのか、更にこの地方債の枠は如何ようにきまつたのか、こういう点。

更に、特に自治庁長官にお伺いするのでございしますが、公務員の年末手当の〇・二五は税の増収によつて賄うといふことを説明されております。ところが一方では、水害によつて収収減となりまして、特に起債を求めることに決定いたしておる次第でございします。従つて水害地においては税の増収など全然考えられないといふことは極めて明白なのです。然るに期末手当の〇・二五を税の増収によつて賄う云々といふことは、私は極めて矛盾してゐると思ひます。従つて、少くとも百歩百歩譲つても、水害地に對しましては期末手当の〇・二五の予算の措置といふものは当然譲じられるべきであつたにかかわらず譲じられていない。これらの点について、塚田、小笠原四大臣の答弁を求めます。

次に公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例に關して伺いますが、母法の第一条において、被害の程度によつて二カ月以下〇・三カ月程度の災害見舞金を出すといふことを答弁されておりますが、これは現在においても相違ないかどうかといふ点と、政令三百六十六号によつて特別給付金の別表というものが出されております。これは御承知のように、法律によつてその所要経費の二分の一は国庫負担となつておりますが、市町村に對して幾ばくの予算措置がなされたか。こういう点について、塚田、小笠原四大臣の答弁を求めます。

なお、災害地の公務員は、この災害見舞金の支給されることを一日千秋の思ひで待ちこがれておるのでございしますが、本人に支給される時期の見通しはどうかといふことなんです。この点についても見通しをはつきりお答え願ひたい。

なお現在国会において審議中の予算においては、或いはベース改訂、或いは期末手当については、極めて不十分な結果に終る情勢にあるわけではございしますが、大災害に襲われた地域の公務員は、その当時から生活補給金一カ月分を是非とも支給して欲しいと政府及び国会に陳情に及んでおるわけではございしますが、そういう意思はないかどうか、改めて大蔵大臣にお伺ひいたす次第でございします。

更に文部大臣に伺ひますが、国会で審議は一応終りましたも、どうも行政事務がはかどらないのでございします。

例えば大臣が非常に力を入れたところの災害学生の奨励資金或いは災害学生に對するところの授業料の免除、こういうものは決定いたしておるわけではございしますが、末端には一向参通してないのではございします。如何ようにこれを処置されたか。すでに奨励資金は給付されたのか、給付が始つたのか、授業料免除は如何なる程度に行われたのか、こういう点について。更に冷害地の生徒児童が、食事情のために欠席者が急増しておるという状況からこの冷害地に對しては学校給食について特段の考慮を払うように要望しておいたのでございしますが、現在まで何らこれに對して処置がとられていないやうでございしますが、これらの状況並びに方針もこの際承わりたいと思ひます。

最後に、私は緒方副総理並びに労働大臣に伺ひたいのでございしますが、それは、今次の全国を襲つた大災害によつて、住宅を失ひ、更に自分の職場を失つたところの労働者といふものが多数にできております。こういう方々は、災害救助法に基いて仮設住宅も与えられない。生業資金も限度があつて頂けない。その日の生活に困窮し、この寒空に、年末年始を控えて、或いは餅

代、或いは年末年始の一週間の休暇を与えて欲しいと、血の出るような叫びを掲げておるわけでございます。これらについて政府として何らか措置するところのお考えはないかということ私は伺いたいのでございます。

国会においては、MSAの論議等、実に景気のいい論議が行われております。更に本年度予算においても防衛予算千数百億の剰余金があるという状況でございます。一方、この大災害に襲われた国民は、今日、明日の生活に困窮し、正月を如何ようにして迎えるか、子供に下駄一足、或いは正月のお餅を如何ようにして与えようかと苦慮しておるわけでありまして、余りにも私はその隔りの大きいのに、国民感情から遊離しておる点を私は歎いておるものでございますが、これらの点について緒方副総理並びに労働大臣に、その所信と、それから対策について伺いたいと思ひます。

以上を以て私の質問を終わります。
(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○国務大臣(緒方竹虎君) 政令公布が非常に遅れたが、その理由はどういふところにあるか。又公布されたものの数と未公布のもの数について御質問

でありました。衆参両院の水害委員会がきめられました地域指定基準の趣旨を十分尊重いたしまして、疑問の点を整理しておる時間がかかりましたために、更に法文化の慎重を期する等のために、今日まで遅れたものがあります。これは、甚だ遺憾に存しております。政令になるものはすべてで二十件ございますが、すでに公布されたものは十八件でありまして、他の大部分は具体的な告示を待つて政令を制定いたす予定にいたしております。

それから、地域の告示は、いつするものであるか。又同時に告示を行うか、又は県と市町村と分けて行かうかという御質問でありましたが、地域の告示は、県については、第一次分として一箇月中に告示をするつもりでございます。県の第二次分は年内に告示をしたいと思っております。市町村につきましては、査定の進捗に応じて、決定したのから告示をいたしますが、一月末までには終了いたしております。六月災情と九月災情とに分けるつもりはございません。査定の進捗に応じて、終了したものからまとめて告示をいたす考えでございます。

予算の関係につきましては大蔵大臣からお答えをいたします。

又、災害地に失業者が非常に悲惨な状態に会つておる、これに対し、如何なる救済対策を考へておるかという御質問に對しましては、熊本県及び和歌山県の水害地における失業情勢につきましては、深甚の注意を払つておりますが、水害を受けた県とは常時連絡をとつて対策に遺憾なきを期しておるつもりであります。失業情勢の悪化に對しましては、失業対策事業の枠を適宜に拡大する用意を持っております。

それから失業対策事業に就労する日雇労働者に對しましては、年末の生活の実情に鑑みまして、政府といたしましても、収入の増加ができませんよう、昨年の年末措置に劣らない特別な措置を考へるつもりであります。

水害の特別措置法の実施につきましては、事務的手続を促進いたしまして、予算もできるだけ早く水害県に配賦するようにいたしたい所存で今やつております。

爾余の御質問に對しましては、各当局から御答弁をいたします。

〔国務大臣保利茂君登壇、拍手〕
○国務大臣(保利茂君) 農林省の行いました地域指定につきましては、現在

のところ四回に分けて行つたことになろうかと思つております。第一回は、農林省の手持資料によりまして三月中に告示をいたしたい。第二回は、十萬円以上の事業費の事業につきまして、都道府県からの集計報告されることを待ちまして、これによりまして十二月下旬に行う。第三回は、小災害の事業費の事業につきまして、都道府県からの集計報告されるのを待ちまして、これは只今のところ一月下旬の予定にいたしております。(もう少し早くできないですか)と呼ぶ者あり)それは只今各府県を督促をいたしておるわけでございます。更に又建設省や厚生省の資料に関連して行います分につきましては、或いは二月に至るかとも存しますが、只今お話の小災害の査定につきましては、只今、県側を極力督促をいたしておるわけでございます。

さう御了承願ひたいと思ひます。災害復旧費の予算計上額は査定額のどのくらいになるかという御質問でございますが、農地及び農業用施設につきましては、査定が殆んど一部を除きまして完了いたしております。その査定総額は約六百二十億となりますが、補正予算計上額は七十三億でございます。パーセンテージを申し上げますれば、約一〇％程度になるのでござい

ます。従いまして、事業の復旧の進行度合に應じまして、不足分につきましては、融資斡旋等、適当な措置を講じなければならぬと考えております。災害復旧費の配分につきましては、農地関係は本日付を以て各府県に指令をいたしております。林道関係につきましては、先月末に配分を終つております。排土法によります農林災害には御承知のように一億を計上してありますが、これではなお不足いたしますので、予備費からの増額を只今要求、折衝中でございます。

私のほうでお答えするのはこの程度でございます。(拍手)
〔国務大臣戸塚九一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(戸塚九一郎君) 建設省関係につきましてはお答え申し上げますが、地域指定の件は、先ほど副総理からだん／＼御説明がございましたが、建設省関係の特別立法は、御承知のように、公共土木施設等の災害復旧の特別措置法、堆積土砂の関係のもの、二つでございます。十一月二十八日及び三十日に政令は公布をいたしました。この政令によりますと、申上げるまでもなく、地方公共団体の標準税収入を

官 報 (号 外)

超える、そのほかの一定の基準があるのでございますが、都道府県及び市町村の区域は、主務大臣から告示をすることになっておりますので、この告示は、正確に言えば査定が終了した上でなければできないのでありますが、併し緊急性にも鑑みまして、査定が終了しなくても間違いないという程度のもを先ず第一次に告示をいたしたい、かように考えております。それで府県につきましては、大体、第一次、九州五県及び山口県、第二に、公共土木施設災害復旧事業費の査定が完了して、この事業費が標準税収入を超えるもの。第三に、都道府県からの報告額に基いて査定の見込額が標準税収入を超えるものというような条件で一応第一次の告示をいたしたい。これは只今関係省と手続中であります。一両日うちにできると存じます。ただ市町村の関係は査定もまだそこまで参りませんので、これは先ほど農林大臣からも申上げたように、やはり一月末日になるのじやないかというように考えております。

それから公共事業費の配分のことでありますが、建設省の関係の公共事業費百二十四億のうち百十億はすでに先月末に配分を終りまして、そこにあ

と十四億が残っておりますのと、そのほかがございますが、これは査定額が明確になりますことを待つて配分をいたしたい、かように考えております。

なお、ついでであります、直轄工事につきましては、今度の補正予算で十億、それから災害予備費で二十五億、これは三十五億で、約五〇%復旧が終る見込であります。それから府県のほうは約一四・五%になると存じます、先ほどお話がありましたように、三割復旧の確保ということにつきましては、関係省と只今折衝をいたしております。実績は十一月十日までには五十八億の程度の復旧工事が完了いたします。そのほかすでに百億円を超える工事に着手したものがございす。そういうわけで、これらの足らないところは、だん／＼お話がある融資或いは地方の借入、勿論その前に予備費等の支出をいたしまして、できる限り来年の出水期までに間に合うように工事を進めたいしたい、極力努力をいたしておる次第であります。

は融資等について関係省と協議をいたしております。(拍手)

〔国務大臣大津茂雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(大津茂雄君) 十三号台風による公立学校施設の被害につきましては、大蔵省と立会いの上、最近大体その査定を終了いたしました。その復旧予算につきましては、御承知の通り、先般の補正予算におきまして、今年度分二億八千万円、それから来年度に予定せられておりますものが三億三千万円、こういう数字になっております。で、本年度分は、これはこの査定の終了しない前に枠がきまりましたので、本年度分といたしましては二億八千万円の程度で施行いたしたい。不足いたします場合は、来年度の三億三千万円というものにその不足分を追加計上する見込であります。

そして、十一月の中旬からその受付を開始しております。

それから、その次のお尋ねが授業料の減免のことです。国立大学の被災学生に対しては授業料の減免をするために、大体人員は二千五百人と考えておりますが、これに對しまして五百万円程度の減免をするつもりであります。

最後に、冷害地、災害地における、これは主として冷害地であります。欠食児童の給食の問題であります。これにつきまして、この前の国会におきまして御説明申し上げたのであります。が、先ずミルクについて、大体児童数六十万人を対象にいたしまして、所要のミルク三千トンというものを例のユニセフに寄贈方を交渉しております。これは多分できることと存じますので、この回答があり次第に給食を開始したいと存じております。それから小表につきましては、やはり二分の一の父兄負担ということで、これは現行の通りであります。これでやつて行くつもりであります。これの所要の経費は現在の予算に見てありますもので間に合うつもりで考えております。ただ問題は、二分の一以上の国庫負担といふことが非常に要望されておるのであ

ります。この点は関係各省との間に話し合いがつかせません、それ以上の負担をするといふことは只今のところできないと存じております。ただ、その代りと申しますか、給食の施設設備につきまして、四千万円を予備費から支出してそのほうに補助をする、こういうこととしております。なお又、極く貧困な家庭に對しましては、これは生活保護の対象になつておるような家庭の児童につきましては、厚生省のほうで先般の国会で計上されました七億円のうち四千万円が教育補助ということになつておりますので、この四千万円によりまして、これらの特に貧困な児童については学校給食を無償でやりますように措置し得ると存じます。

(拍手)

〔国務大臣塚田十一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(塚田十一郎君) お尋ねのうち、私の所管の分についてお答え申し上げます。

先ず第一に、この災害地の税の減収と今度のこの給食の財源の措置の関係のお尋ねであります。これは御承知のように、災害地の税の減収は、先般の国会におきまして、国会側の御意思を尊重して、これは別途に特別の起債

で措置をするということになり、又冷害地の分は特別交付金で同じ考え方です。措置をするということになつておりますので、前回の場合は、第一次補正の際に、もうすでに災害地の税減収についての措置は一応終つておるわけでありまして、従つて、今度の公共事業による地方財源の措置の際に重ねてこれを考慮いたしますと……(矢嶋三義君「大臣は地方起債の枠はきまらないうことを言いましたよ」と述べ)それは現実に決定しておるといふ意味でなしに、措置をする方法はすでにきまつておるわけなのであります。従つて、今度のこの給与の財源として重ねて減収を考へますと、一つの問題を二重に考慮するということになりますので、今度の財源措置についてはそれは考慮はせずに、一応は増収は増収で立てる、こういうことになつておるわけでありまして。

それで次に特別法の起債の枠は五十億ということになつております。それから災害見舞金の地方公務員に対する分は、これは国家公務員共済組合の給付の特例に関する法律の第二条に規定をいたしております特別給付金のうち、国庫負担に関する分はどうなつておるかというお尋ねだと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) お答えいたします。災害地につきまして、労働省関係としましては、失対事業の拡大に努めております。なお年末に際しての自由労働者に対してのお尋ねであります。労働省として、その生活の実態に鑑みまして、昨年の措置に劣らざる程度、即ち就労日数の増加によりまして特別現金収入の方途を講じたのであります。これに劣らざる程度の措置をするという考えであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) お答えいたします。失対特別法の施行についてで

ありますが、十一月三十日に政令を公布したのであります。その後、事務当局を奮勵いたしまして、万遺憾なきを期しておるのであります。

(政府委員愛知一君登壇、拍手)

○政府委員(愛知一君) 災害の政令につきましては、その主なるものは御承知の通り公共土木及び農林水産関係でございますが、これはすでにお話がありましたように、十一月二十八日に公布施行せられました。これに基きます告示につきましては、県のほうにつきましては具体的な数字も大部分は固まりましたので、一両日中にその指定が完全でできると思つております。

市町村の指定につきましては、これより多少遅れることは止むを得ないかと思ひますが、目下鋭意数字を當つておりますので、できるだけ速やかに指定できるように、この上とも努力いたしたいと存じます。

次に大蔵省関係の災害の立法は三件でございますが、その政令は、国家公務員共済組合関係の分と被害たばに關する部分は十一月三十日に公布施行いたしました。国有機械に關しまする分は十二月十一日の閣議に決定を願う段取りにいたしております。その指定の地域につきましては、十二月五日に

建設大臣の告示がありましたので、これと照應いたしまして直ちに公示する予定でございます。

次に西日本等における災害罹災者に對する共済組合の災害見舞金の増額給付、これに關する被害地域の指定でございますが、実はこの関係は、その後に発生いたしました第十三号台風の被害者についても同様な措置をすること、に法律の改正になりましたこと、並びに公共土木施設等についての災害の復旧等に關する特別措置法の被害地域の指定が若干遅延いたしましたために、これらと歩調を合わせる必要がありまして、余儀なく遅延いたしましたものでございますが、これらの地域の指定の政令は十一月三十日に公布施行せられましたので、告示のほうも具体的に速やかにでき得ることになりましたので、従つて支給の促進は期待できると考へておるわけでございます。

次に起債の特例法によりまする起債の枠の問題でございますが、この点の枠の問題は、只今塚田国務大臣からお答えいたしました通り、大蔵省といたしましては大体五十億程度と考へておるわけでございます。

次に国家公務員の共済組合に關する特例、いわゆる政令第三百六十六号の

関係でございますが、これは御案内の通り、この母法におきまして、該當者には災害の程度に応じて二カ月、一・二カ月、〇・六カ月、〇・三カ月というようにきまつておられて、地方公務員のほうの關係はその半額といふことになつておるもので、この母法の規定通りに、我々もいたしましては予算の執行その他をいたす考へてございます。この政令三百六十六号の特別給付金の別表によります所要経費の二分の一は国庫負担になるのでございますが、これは予備金から支出することになつておるものと、各地方からの自治庁への報告に基きまして、自治庁と大蔵省が協議の上、具体的にきめることに相成ります。

なお災害地の地方公務員の全部に對しまして、一カ月の災害補給金と申しますが、見舞金を出すことはどうかというお尋ねがございましたが、この關係は遺憾ながら我々としては考へておりません。

次に排土法の關係の予算でございますが、これは災害復旧関係全体といたしまして予備費が若干残つておるもので、その中で追加支出することになつておる。但し配分の具体的の内容はまだ申上げる段階に至つておりません。

昭和二十八年十二月七日 参議院會議録第五号 町村合併促進法の一部を改正する法律案

三派協定のお話でございますが、つなき融資百五十七億円がその三派協定の文言に現れておりますことはよく承知いたしております。一般に、つなぎ融資の問題につきましては、これは事務の運営上の配慮でございますが、大蔵省といたしましては、専ら地元の実情に明るい財務局、特に財務部に原則的に本省から一任いたしております。

その責任におきまして、資金が早く地元へ渡るようにいたしておるのでございます。で、本省といたしましては、各地方間の権衡の保持について若干の調整をいたすだけでございますので、こうやつて地元から積み上つて参りましたものについて、早く融資が具体化するようという配慮をいたしております。その結果、どれだけのその必要の融資額がきまるかという事は、私どもとしてはむしろ第二義的に考えております。一方において百五十数億というものを頭において、その枠内でありますことは当然でございますが、地元の実情に応じて、そこで積み上げて参りましたものが迅速に実行できるようにという事を根本的な考え方にいたしておるわけでございます。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、町村合併促進法の一部を改正する法律案

(石村幸作君外八名発議)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長内村清次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

町村合併促進法の一部を改正する法律案

右の議案を附議する。

昭和二十八年十二月五日

発議者

石村 幸作 内村 清次

高橋進太郎 加瀬 完

若木 勝蔵 堀 末治

松澤 兼人 小林 武治

吉米地義三

参議院議長河井彌八郎

町村合併促進法の一部を改正する法律案

町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 第十条第四項又は第五項の規定により提出された意見が都道府県の境界にわたる市町村

の境界変更に関するものであるときは、都道府県知事は、直ちに当該意見を内閣総理大臣に提出するとともに、あわせてその旨を代表者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知がないときは、代表者は、第十条第二項の意見を内閣総理大臣に提出することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項又は前項の意見の提出があつたときは、関係のある市町村及び都道府県に對して、期限を定めて当該境界変更に関する意見を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、当該境界変更が市町村の区域を合理化するため必要であると認めるときは、関係のある市町村及び都道府県に對して、当該境界変更に関し勧告することができる。

5 前条の規定の適用については、前項の規定による市町村に対する勧告は、地方自治法第八条の第二項の規定による町村合併に関する都道府県知事の勧告とみなす。

6 都道府県知事は、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関し前条第五項の規定による届出を

受理したときは、直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。

7 前条第四項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関する議会の議決に代る効力を有する投票の結果が確定したときは、当該地域に係る市町村の境界変更に関し地方自治法第七条第三項の規定による当該町村の申請があつたものとみなす。

8 第三項の市町村及び都道府県の意見については、当該市町村又は当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第十一条の三 町村合併により郡の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に關して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、町村合併の行われた日から次の一般選挙区により選出される当該都道府県の議会の議員の任期が終る日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併町村の区域が従前属していた郡の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第七項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区の人口に比例して定めた数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

第二章中第二十條の次に次の一条を加える。

の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併町村の区域が従前属していた郡の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第七項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区の人口に比例して定めた数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

(財政援助に関する特例)

第二十条の二 国は、合併町村が国の行う財政上の援助に關し町村合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)その他政令で定める法律及びこれに基く命令の規定にかかわらず、当

該町村合併が行われなかつたものとして当該町村が不利益とならないように措置しなければならない。

第三十三条第一項中「六箇月」を「四箇月」に改め、同条第三項中「処分を行うことができる。」の下に「この場合において、当該処分が郡の境界にわたつて町村を設置するものであるときは、内閣総理大臣は、あわせて当該町村の属すべき郡の区域を定めるものとする。」を加え、同条第六項中「第三項」を「第三項前段」に改める。

第四章中第三十三条の次に次の一条を加える。

(町村合併による都道府県の境界にわたる町村の設置に関する内閣総理大臣の処分)

第三十三条の二 町村合併による都道府県の境界にわたる町村の設置は、関係のある町村及び都道府県の申請に基づき、内閣総理大臣が定める。この場合においては、内閣総理大臣は、あわせて合併町村の属すべき都道府県及び郡の区域を定めるものとする。

2 前項の規定により内閣総理大臣が合併町村の属すべき都道府県及

び郡の区域を定めたときは、関係のある都道府県及び郡の境界は、これに伴い変更するものとする。

8 第一項の申請については、当該町村又は当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定による町村の設置に関する関係町村の申請があつた日から四箇月以内に関係のある都道府県の当該町村合併に関する申請がないときは、自治庁長官は、期限を定めて関係のある都道府県の意見を求めるとともに、参事の意見を聴いた後その意見を附してこれを内閣総理大臣に上申するものとする。

5 前項の場合において、内閣総理大臣は、関係町村の申請に係る町村合併が町村の規模の適正化の趣旨に適合すると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、関係町村の申請のみに基いて、当該町村合併の処分を行うことができる。

6 第四項の都道府県の意見については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

7 地方自治法の適用については、第一項又は第五項の規定による処分は、同法第七條第三項の規定に

よる処分とみなす。

8 前四項の規定は、都道府県の境界にわたる町村の境界の変更に関し地方自治法第七條第三項の規定による関係町村の申請があつた日から四箇月以内に関係のある都道府県のこれに関する申請がない場合に準用する。

第三十六條中「準用する。」の下に「この場合において、第十一條の三中「郡」とあるのは「郡市」と読み替へるものとする。」を加える。

第三十七條第一項中「(第三條及び第九條の規定を除く。)を準用する。」を「(第三條の規定及び第三號から第六號までに掲げるものについて第九條の規定を除く。)を準用する。この場合において、第十一條の三中「郡」とあるのは「郡市」と読み替へるものとする。」と改める。

第九條の規定を除く。)を準用する。」を「(第三條の規定及び第三號から第六號までに掲げるものについて第九條の規定を除く。)を準用する。この場合において、第十一條の三中「郡」とあるのは「郡市」と読み替へるものとする。」に、同項第二號中「市の区域の一部」を「市の区域の一部又は人口五万未満の市の区域の全部」に、同項第五號及び第六號中「人口五万以上十万未満の市」を「その勧告の際の人口が五万以上十万未満である市」に改める。

第三十八條の次に次の一条を加える。

第三十八條の次に次の一条を加える。

第三十八條の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第三十九條 この法律の実施のため手続その他その施行に關して必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第十八號)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

(町村職員恩給組合の事務又は規約の変更等)

第四條 町村職員恩給組合は、共同処理する事務を変更し又は組合の規約を変更しようとするときは組合の議会の議決を経て、その組合を組織する町村の数を増減しようとするときは加入し又は脱退しようとする町村との協議により、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 町村職員恩給組合に属する町村の廢置分合が行われた場合においては、前項の規定にかかわらず、新たに設置された町村は、その設置の日において組合を組織する町村となるものととし、当該廢置分合に伴う組合を

組織する町村の数の増減及び組合の規約の変更は、組合の議会の議決により定める。

8 第一項の協議については、それぞれ当該町村又は当該組合の議会の議決を経なければならない。

第六條の次に次の一条を加える。

(町村の合併により設置された市の町村職員恩給組合への加入等)

第六條の二 町村職員恩給組合に属する町村の廢置分合により市が設置された場合又はこれらの町村が市となつた場合においては、当該市を一の町村とみなして第四條第二項の規定を適用する。但し、当該市は、その市が設置され又は市となつた日から二箇月以内は、市の議会の議決を経て組合に申し出ることにより、組合を組織する市とならなかつたものとする。ことができる。

2 前項の規定により町村職員恩給組合を組織する市以外の市(市の加入する市町村の一部事務組合を含む。以下次項におい

ては、当該廢置分合に伴う組合を

て同じ。)は、組合に加入するこ
とができる。

3 第一項の規定により町村職員
恩給組合を組織する市となつた
市及び前項の規定により組合に
加入する市は、この法律の適用
については、一の町村とみな
す。

4 第一項の規定により町村職員
恩給組合を組織する市となる場
合を除く外、組合に属する町村の
区域の全部又は一部が市の区域
となる場合及び同項但書の規定
により市が組合を組織する市と
ならなかつた場合においては、
当該市は、政令の定めるところ
により、関係町村（当該町村の
区域がその区域に属していた町
村を含む）の職員であつた者に
係る退職年金及び退職一時金に
関する事務を承継するものとす
る。

5 前項の場合においては、当該町村の職員であつた者で引き続いて市の職員となつたものの退職年金又は退職一時金の支給については、その者が当該町村の職員として在職した期間（当該町村の加入する町村職員恩給組

合において、当該町村の職員としての在職期間に遡算する期間を含む。は、条例の定めるところにより、当該市の職員として在職していたものとして取り扱わなければならない。

6 町村職員恩給組合は、政令の定めるところにより、第四項の規定により市に承継される退職年金及び退職一時金に関する事務に係る資金を当該市に引き継がなければならない。

7 第四項の規定による退職年金及び退職一時金に関する事務の承継について、市と町村職員恩給組合との間において意見が一致しないときは、そのいずれかからの申請に基いて、都道府県知事が、これを定める。

〔内村清次君登壇、拍手〕

町村合併促進法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

町村合併は各方面一致の要望でありまして、地方行政上は勿論、国政上もこれに期待するところ多大なるものが

あります。而して本委員会の全委員の共同提案による町村合併促進法が、去る第十六国会におきまして成立いたしました以来、町村合併の機運は全国的に高揚し、今やこの国家的大事業が漸次軌道に乗りつつありますことは、誠に慶賀に堪えない次第であります。併しながら、町村合併の進展につれ

まして、町村合併促進法立案當時においては予想できなかった各種の問題が生じ、この際、これらの各種障害となるべき事項を除去するために必要な法的措置を講じますことは、町村合併促進法の立法趣旨を十分具現すると共に、町村合併を一段と促進するゆえんであることが痛感せらるるに至つたのであります。従つて本委員会におきましては、これらの点につきまして鋭意研究を進めて参つたのでありまするが、ここに成案を得ましたので、本委員会の各派を代表する委員の共同提案によりまして本法案を提出した次第であります。

以下本法案の主なる内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県の境界に亘る市町村の境界変更に関する特例についての事項であります。都道府県の境界に亘り、市町村の境界変更をいたしたい旨

の一部部落等の住民の要望があつた場合におきましても、これを尊重し得るような措置をとることとしたのであります。ありますが、都道府県の境界に亘る事案でもありますので、都道府県知事の勧告に代えて、内閣総理大臣が当該境界変更について勧告することができることとしたのであります。

第二に、都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例についての事項であります。町村合併により郡又は市の境界に変更を来たす場合におきましては、都道府県は、条例の定めるところによりまして、次の一般選挙後の一任期間に限り、従前の選挙区によるか又は関係都市の区域を合せて一選挙区となし得る途を開いたのであります。

第三に、財政援助に関する特例についての事項であります。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、その他、主として災害関係に関する法令においては、国庫負担額の算定の基準を当該地方公共団体の財政収入

との一定割合で定めているものが多いのであります。その結果、同一の事業に対する国の財政上の援助が、町村合併により合併町村の不利益となるような場合も生じますので、かかる不利益を受けることのないように措置

しなければならぬものとしたのであります。

第四に、都道府県の境界に亘る町村合併の促進についての事項であります。都道府県の境界に亘る町村の対等合併が行い得るようにすると共に、都道府県の境界に亘る町村合併が、關係町村の意思が一致しておるにもかかわらず、都道府県の申請がないために行われない場合には、内閣総理大臣がみづから合併の処分ができることとしたのであります。

第五に、町村合併により市が新設される場合においても、議員の任期、定数に関する特例を適用すると共に、人口五万未満の市が町村と対等合併を行う場合にも、この法律の規定を適用することとしたのであります。

最後に、町村合併に関連いたしました。町村職員恩給組合に関する関係規定の整備をいたしました。即ち、町村職員恩給組合に属する町村の合併により市が設置せられました場合等においても、その市はそのまま組合に加入しておることができるようになると共に、その市が組合に加入しない場合におきましては、恩給関係の事務を組合から承継することとして、職員の恩給

關係が懸念するように措置いたしたの
であります。

本法案につきましては、本委員会に
おきまして、提案に至るまでに、すで
に十分研究審議を重ねておりますの
で、十二月五日、本法案が本委員会に
付託になりますや、直ちに石村委員
より提案理由の説明を聴取し、質疑及
び討論を省略いたしまして、全会一致
を以て原案通り可決いたしました次第であ
ります。

なお、町村合併促進対策費は第二補
正予算におきまして七億円計上せられ
ておりますが、政府の説明によります
れば、特別平衡交付金よりの支出を加
えまして、一都道府県当り三百萬
円、一関係町村当り六十萬圓に過ぎな
いのであります。従来におきまして
も、合併関係町村には一町村当り特別
平衡交付金で五十萬圓程度支出されて
いたのであります。現在一萬に近い町
村を三カ年間に約三分の一に統合せんと
する政府の大方針は、断じて机上ブ
ランではないのであります。然るに
政府の熱意がいささか足りないのでは
ないかと感ぜざるを得ないのは、私の
深く遺憾とするところであります。政府
は、国家百年の大計とも言うべき本
案の完遂のために必要なる経費は、こ

れを計上すると共に、関係各省一致協
力、万全の措置を講ぜられんことを希
望してやまない次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(河井彌八郎) 議長は、閉会中
に、奄美大島の復興に関する行政措置
について現地の実情を調査するため
議員を派遣いたしました。この際、そ
の報告を求めます。内村清次君。

(内村清次君登壇、拍手)

○内村清次君 ここに私は、去る十一
月七日の本院の院議によりまして、奄
美群島復興に伴う行政措置等につい
て、その実情を調査する使命を帯び、
十一月二十四日東京を出発し、本月三
日無事その任務を終了して帰京いたし
ました調査団一行を代表いたしまし
て、その御報告を申し上げたいと存じま
す。

先ず一行の者を御紹介申し上げます

と、自由党西郷吉之助君、緑風会小林
武治君、日本社会党第二控室松澤繁人
君、改進黨寺本廣作君と日本社会党第
四控室より私の五名でございました。

本調査団の決定を見ますや、在京の
奄美群島復興促進会、群島出身の在京
有志並びに在京の現在報道関係者は、
熾烈なる現地の意向を代表いたしまし
て、調査団に対する期待極めて大き
く、群島をあまねく歴訪されたい旨の
御要望がございました。私たちはこの
要望に応えたいと思いましたが、十二
月一日復旧目標の日以前に現地に到着
いたしたいこと、なお、その調査の結
果を可及的速かに本院に報告いたした
いため、離島訪問は止むなく断念せざ
るを得ないことに相成つたのでござい
ます。現地の方々の御要望に副い得な
かつたことは、甚だ遺憾に存するこ
ろでございます。

本調査団編成後、私たち一行の者は
再三会合を重ね、非常に時日を要する
渡航手続の促進方を関係政府機関に要
請すると共に、第十七回国会終了後の
群島復興に関する諸情勢について、外
務、大蔵関係当局を招致して、その事
情を聴取し、更に時あたかも十一月十
五日米国副大統領ニクソン氏がアイゼ
ンハワー大統領特使として来朝いたし

ておられましたので、ニクソン副大統
領に米国大使館を通じて書簡を手交
し、本調査団の使命及び日本政府が十
二月一日を目途として返還準備を進め
ている実情を訴え、副大統領の特段の
好意ある配慮を要請いたしました。特
に私は、十一月十九日、阿院議長主催
の芝高輪のプリンス・ホテルにおける
パーティーの際は、直接ニクソン氏に面
接し、その趣旨を強調し、群島復興促
進につき善処方を要望いたしました次第で
あります。

以上のごとく、私たち一行は、現地
到着まで最善の努力を傾注いたしまし
たが、群島住民並びに日本国民が割目
して待望しておりました十二月一日復
旧が実現せず、でき得れば現地に到着に
当り確定した復旧の期日を伝達いたし
たいという我々の希望は、遺憾ながら
達することができなかつたのでありま
す。ここに現地の調査を終え、その結
果を報告するに当りまして、第十七回
国会における奄美群島の復興に伴う法
令の適用の暫定措置等に関する法律の
審議過程及び団編成より現地出発まで
における政府の言明を想起せざるを得
ないのであります。

政府の累次の説明によりますれば、
復旧の期日の確定しないのは、事務上
の問題のために延引しておるのであつ
て、ほかに何らの事情はないということ
でありましたが、基本問題の決定が事
務の都合によつて左右せられるという
ことは、誠に了解に苦しむところであ
ります。即ち、十一月二十二日鹿児島
港を出航する予定でありました通貨並
びに郵便切手切替措置のためのフリ
ゲート艦派遣は、止むなく延期した事実
を挙げたいのであります。この事例を
以ていたしましても、期日が決定しな
いため、群島住民の痛嘆と焦慮を日一
日と徒らに増加していることに、政府
は深く思いをいたさなければならな
いと思ふのであります。幸い十二月二十
七日より日米両当局間に返還に関する
具体的折衝が開始せられ、順調に進行
しておるやに聞き及んでおるのであ
りますが、先ず復旧期日の確定こそ最
大要件であることを、ここに更に強調
するものであります。(拍手)

次に、本調査団の行程を申し上げます
と、十一月二十四日東京を出発、二十
五日鹿児島に到着、鹿児島県知事以下
県関係当局者より、群島復興に関する
県側の意向を聴取し、一行との間に意
見を交換し、二十六日鹿児島を出航の
予定でありましたが、天候の悪化によ
る船便の欠航のため、二十六、二十七

官 報 (号 外)

の両日は鹿兒島に滞留を余儀なくせられ、二十八日若草丸に乗船し、午後一時鹿兒島港を出航し、黒潮躍る七島嶺の怒濤を蹴りまして、翌二十九日早朝午前七時に名瀬港に入港し、熱誠溢れる郡民の劇的歓迎の中に上陸第一歩を印しました。そして直ちに、奄美地方庁において、官民代表者より群島の実情を聴取し、一行との間に意見を交換し、名瀬市役所において市政調査、次いで名瀬市中央会館において、半島の歓迎学芸会等が我々のために催されました。又同夜午後八時より名瀬市小学校校庭におきまして開催されました郡民大会に出席しましたが、同大会には、海路交通極めて不便な離島方面よりも参会し、その数一万名以上に達し、南国の秋、星空を仰いで、学生音楽隊の奏楽のうちに開会せられ、視察行程中の最高潮に達しました。この大会は二時間以上にも亘りましたが、我々調査団一行の話に耳を傾け、一人として席を離れる者がなかつたほどで、全く郡民の日本復帰意欲には、一行の類にも熱気がとどまることを知らなかつたほどで、終生忘れ得ぬところの感激を受けた次第であります。翌三十日は和光園療養所を訪問し、収容患者を耐問し、重畳たる山道の危険を冒して

竜郷村に入りました。村の入口には蘇鉄の葉を以て歓迎アーチが作られ、村民並びに半島が日の丸の小旗を持つて増列しておりました。竜郷村、浦中学校に参りましたところ、丸太作りの朽ちた藁屋根の教室を見、校庭における生徒代表三年生大司礼子君の切々たる挨拶には、一同さぶたをうるませられた次第であります。次いで西郷南洲竜郷塾居の遺跡を訪問いたし、それより竜郷村役場、名瀬中学校、米軍民政部奄美チーム、農業研究指導所、大島女子高等学校、大島産業の大宗である大島紬の燃糸工場、染色指導所、紬生産組合等を訪問いたしました。第三日目の予定行程でありました古仁屋村訪問は日程の都合で割愛し、本月一日名瀬出港の白雲丸に乗船し、郡民各位の盛大な見送りの下に、大島本島に別れを告げて、三日夜船京いたした次第であります。

船後の諸問題につきまして申述べてみたいと思ひます。

先ず第一に、交通の問題であります。その一として海上交通の問題であります。本土と大島本島間の船舶の整備拡充が特に必要でありまして、現在の二、三千トン級の船舶では、天候に左右され、ために欠航が多く、天候に左右されない五千トン級の船舶を運航する必要が認められました。又、大島本島と群島間の船舶も最低二千トン以上とし、且つその運賃は現在極めて高額でありますので、復讐後は現在の半額程度にする必要があります。これに伴ひ港灣の整備を要することあります。現地官民は、国営航路の開設を強く要望いたしております。その二として、陸上交通整備のため、道路の拡張、舗装修理を要し、国営バスを開設の要望がございました。その三として、本土——群島間に航空路の開設が必要であることとございます。

第二は、市町村財政の問題であります。市町村財政は極度に窮乏し、これを予算について見ますと、内地の同一規模の町村の五分の一程度で、事業は何一つできず、辛うじて吏員を置いて戸籍事務その他最小限の事務を扱つておるに過ぎない状態であります。

群島町村は、戦前でも全国における貧弱町村でありまして、特殊取扱を受けたいのでございしますが、現在は自給自足を遂行とせざるを得ない羽目にあり、今や窮迫のどん底にあります。租税力を無視いたしました徴税が行われ、法定外特別税は三十九種類もあり、ラジオ、ミシン、真鍮機、牛、馬、山羊、犬、鶏等、皆、税の対象たどるはなく、ないものは人頭税といつたくらいの有様であります。財政平衡交付金につきましても、現在の琉球政府は、余つたものを廻してよすというやり方であり、起債は全然行われておりません。産業、経済、社会、土木、厚生費は全然なく、市町村吏員の給与ベースは二百二十円で、市町村長の給与は二千五百円、然るに配下の琉球政府職員である農業改良普及員の給与は三千百円乃至三千三百円といつた皮肉な対照を示しております。

第三は、教育の問題であります。学校数は、小学校、中学校、高等学校、琉球大学分校を入れまして百九十校ありますが、校舎復旧は優先的に考えなければなりません。その校舎の総延坪数は二万四千坪、そのうち本校舎又は準校舎として間に合うものは約一割に過ぎない状態であり、その大部分はガラス窓もなく、獨立小屋で、柱や屋根は曲りなりになつておる現状であります。その二といたしまして、教職員の身分問題であります。南西諸島公務員に対する特別法が制定せられておりますが、本法は何らいつ復讐できるかわからないことを前提として作られたのでありまして、その保障せられておるところは、内地における同僚に対し半分に過ぎず、悲惨な生活状態を救済するために一本化する必要がございします。

その三は学校給食に対する問題で、食糧事情の窮迫は半島の体位に与える影響は大きく、全額国庫負担による学校給食を小中学校並びに夜間の高専学校にも適用されることを要望しております。その四は産業教育の問題で、職業教育に対する学校施設は何もなく、産業教育施設の整備についての要望には切実なるものがありました。

第四は群島三大産業の振興の問題であります。群島三大産業は、大島紬、黒糖、鯉節産業で、群島経済の基幹をなすものであります。大島紬は戦前の三割程度に回復したに過ぎず、米軍管理下、原木の入手難、内地輸出の制約、染料源たるテーチ木の枯渇、生産資金の融資難等の問題をかかえ、その振興は一にかかつて日本復帰を待つとい

つた状態であります。黒糖の生産増加についても、農業技術の改良により、単位当り収量の増加、二十年以上経過した老朽幼稚な精糖施設の改良が焦眉の急務であり、本年の収穫予想は一千七百万斤であります。これを五千万九百万斤程度にする増産計画を有しております。又かつお漁業についても、漁場が日本南端として最も有利な位置を占めるにもかかわらず、漁船、漁具の老朽、不良、不足であるため、誠に萎縮沈滞し、製氷施設の拡張等、即時改善を加えなければならぬ問題が山積いたしております。

第五は農業の問題であります。農家人口は全人口中の八〇%を占め、農家経済の向上は群島住民の最も大なる問題であります。大島本島を除き、徳之島、沖永良部島、与論島、喜界島は水利が悪く、本年は未曾有の旱魃で、群民は蘇鉄の実によつて生命を支えておる現状であります。これらの災害復旧を図るため、水利施設の改良は産業振興上最も大きな問題であり、溜池、井堰、用水路の築造、土地改良、区画整理、干拓等により農業振興を図る必要がございます。又農家の一戸当り耕作面積は三・八反という零細経営であり、水稲作は平年作七万石であります。

るが、本年は一期作三万二千石、二期作八千石程度で、郡民の五カ月分に満たない状況であります。米の不足を補う甘藷は群島各地とも「ありもどきぞう虫」の被害を受け、又野菜その他の農作物には病害虫があるとして内地輸出が禁止され、これらの防除駆除対策は農業上の大問題であります。畜産につきましては、家畜は戦前並みに回復いたしましたが、販路は沖縄、内地でありまして、復讐後は内地に切替えらるべきものと思ひます。養蚕につきましても、大島綿の原糸提供からいつても農家の副業として大いに奨励せらるべきものと考えます。

第六は農業協同組合の問題であります。戦前において農協はバランスがとれ、沖永良部の和泊農協は表彰せられたくらい優良な組合もあつたのでありますが、戦後の分離により、農家経済は極度に困窮し、特に内地に六百万円の預貯金の封鎖に会い、これが解除を切実に要望しております。その換算比率については百倍程度を要求し、最低限の要求として三倍、即ち日本円対B円比価として返還を要望しております。現在金は金の道が全く塞がれ、琉球銀行から担保貸七、八万B円を受けているに過ぎない現状であります。又、日本分離後、農産はガリオアの借金千百八十一万B円有しております。これは米国との関係において無償でいいのではないかと言つておりますが、できなければ復讐後日本政府において肩替りされることを望んでおります。

第七は食糧問題であります。一九五〇年乃至一九五二年前半の米の月平均入荷量は一千トンでありましたが、五二年後半乃至五三年前半は月平均六百トンであり、本五三年七月以降月平均三百トンに過ぎない状況であります。外米の価格日本円キロ当り七十八円、内地米が本土においてキロ当り六十八円、外米が五十四円であるのに比較しますと、如何に高米価で郡民の食生活が容易でないかということが窺えらると思ひます。

在沖縄に群島出身労働者が約五万名あり、これらは日本分離後沖縄に生きる道を求めた人々であります。先般、沖縄軍声明によりまして、これらの労働者は日本に送還すべきものとされ、復讐後は外国人として取扱ひ、居住の自由を認めない旨発表せられております。復讐後これらの人々の送還問題は重大問題であります。現地におきましては琉球政府にこれが善処方に対する要請をしておりますが、これらは日米折衝の重大課題であると信じます。

第九は金融貿易の問題であります。復讐による通貨交換比率は三対一たること、ガリオア資金については資材資金に充てられたいこと、琉球に對する債権債務は日本において肩替りしてもらいたいこと、日本に凍結されている三億九千七百万円は交換比率百二十三倍とされたいこと、最悪の比率として三対一を要求するということがあります。復讐後、群島経済振興のため低利資金の融資を要望し、大島本島に特殊なる独立銀行を設立されたい旨の希望がありました。又貿易につきましても、現在沖繩との通商が主であり、これは内地通商に切替えらるべきものであります。依然、沖繩貿易は群島経済のため欠くべからざるものでありますから、国境貿易と同じ扱いにしたいこと、これがため渡航者の取扱事務の緩和並びに通商省の出先機関を設置されたい旨の要望がございました。

第十は、医療、衛生の問題であります。群島内の医療施設は極度に悪く、官立病院の設置もなく、全群島に医師二名、薬剤師一名もおらず、保健所の不足不備は腸チブスの早期診断さえできない有様であり、又、患者につきましましては群島に六百名の患者がいますが、らい、療養所は和光園一カ所であり、現在二百五十名の収容力しかなく、他は放置されております。而も和光園は医師一名、薬剤師一名もいないのであります。

第十一は電力開拓の問題であります。現有電力は八百キロに過ぎず、名瀬市を除き十九カ町村のうち十四カ町村に電燈が配電され、而もその町村の四一%に過ぎないのであります。かかる貧弱なる電力量によつて産業経済を維持しておるのでありまして、一つのトランスが切れましても修理ができないう状況であります。

第十二は復讐に伴う切替時の混乱の防止についてであります。今夏八月八日のダレス声明を契機といたしまして、郡民の復讐待望は一日千秋の思ひであります。現在奄美関係の子

れたこと、これがため渡航者の取扱事務の緩和並びに通商省の出先機関を設置されたい旨の要望がございました。

算は、十一月以降、琉球政府の出先機関である奄美地方庁の人員費、行政費の令達があるばかりで、事業費は全部停止されており、一般業界の事業は停頓状態にあり、失業者が就出しております。又琉球銀行は、群島所在の支店を通じて、実質的にはすでに債権の整理を始めており、これに並行いたしまして一般個人の貸借関係が整理期に入っております。庶民金融は極度に収縮し、庶民の生活が非常に窮乏と混乱状態にあります。これらの問題は復讐直後可及的速やかに適切な措置を要する問題であると思ひます。その他、琉球政府に勤務する公務員の送還、恩給問題等、祖国の温かき措置により救済を要すべき問題が幾多山積いたしてあります。

以上各種の問題につき個別的に列挙いたしました。戦前から経済的に著しく後進性があり、分離後は八年間の空白のため、一切の経済、文化は荒廃したままであります。今後の振興は、計画的、総合的に行われる必要があります。地元及び中央が一体となつて振興計画を急速に樹立し、短かい期間の中に年次的にこれを実施する必要があることを力説いたしたいと思ひます。

郡民は、民族的感情からいつても、

政治的、経済的諸情勢から見まして、日本復讐の熱情には全く言葉に絶するものがござります。今回の行程中各所におきまして接しました我々に対する歓迎には熱誠やむことを知らなかつた次第であります。奄美群島復讐の問題は、今なお遑らざる南千島、沖縄、小笠原、琉球諸島の日本復讐の端緒たるばかりでなく、同群島復讐後の振興方策日本再建の試金石として国際環境の的であることを強調したいのであります。

終りに、本調査団渡航に当りまして寄せられました現地官民各位の御厚情に深甚なる感謝の意を表しますると共に、今後我々は大いに政府を擁護し、奄美群島振興問題に熱意を傾注することをここに申し添えまして、以上調査報告を申述べた次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

○本日の会議に付した事件

一、故議員加納金助君に対する追悼の辞

- 一、故議員加納金助君に対する弔詞贈呈の件
- 一、日程一 国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(輸出入取引審議会委員)
- 一、日程第二 国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(中央酒類審議会委員)
- 一、日程第三 人事官の任命に関する件
- 一、水害地緊急救済対策に関する緊急質問
- 一、日程第四 町村合併促進法の一部を改正する法律案
- 一、派遣議員の報告
- 出席者は左の通り。
- 議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
- 議員
- | | |
|--------|--------|
| 佐藤 尚武君 | 田村 文吉君 |
| 小林 武治君 | 小林 政夫君 |
| 楠見 善男君 | 上林 忠次君 |
| 加藤 正人君 | 梶原 茂喜君 |
| 柏木 康治君 | 奥 むめお君 |
| 飯島通次郎君 | 赤木 正雄君 |
| 山川 良一君 | 森田 義衛君 |
| 村上 義二君 | 宮城タマヨ君 |
| 溝口 三郎君 | 三木與吉郎君 |

- | | | | |
|---------|--------|---------|---------|
| 三浦 辰雄君 | 前田 彌君 | 古池 信三君 | 神原 幸君 |
| 前田 久吉君 | 廣瀬 久忠君 | 大谷 實雄君 | 高橋 衛君 |
| 林 了君 | 早川 慎一君 | 横山 フク君 | 西岡 ハル君 |
| 野田 俊作君 | 西田 隆男君 | 重政 廣徳君 | 小澤久太郎君 |
| 豊田 雅孝君 | 常岡 一郎君 | 鹿島守之助君 | 木内 四郎君 |
| 館 哲三君 | 竹下 豊次君 | 藤野 繁雄君 | 石村 幸作君 |
| 高橋 道男君 | 高瀬莊太郎君 | 入交 太蔵君 | 高橋進太郎君 |
| 高木 正夫君 | 杉山 昌作君 | 仁田 竹一君 | 永岡 光治君 |
| 新谷寅三郎君 | 島村 軍次君 | 加藤 武雄君 | 上原 正吉君 |
| 深水 六郎君 | 横川 信夫君 | 郡 祐一君 | 山本 米治君 |
| 雨森 常夫君 | 伊能 芳雄君 | 西川 盛五郎君 | 小野 義夫君 |
| 青柳 秀夫君 | 高野 一夫君 | 鎌川 頼貞君 | 藤田 進君 |
| 西川 弥平治君 | 石井 桂君 | 平井 太郎君 | 川村 松助君 |
| 井上 清一君 | 川口爲之助君 | 堀 末治君 | 池田中右衛門君 |
| 吉田 萬次君 | 酒井 利雄君 | 大和 與一君 | 湯山 勇君 |
| 佐藤清一郎君 | 御木 亨弘君 | 小林 英三君 | 草葉 隆圓君 |
| 森田 豊壽君 | 谷口隆三郎君 | 泉山 三六君 | 石坂 豊一君 |
| 宮本 邦彦君 | 長島 銀蔵君 | 井上 知治君 | 岩沢 忠恭君 |
| 長谷山行毅君 | 宮田 重文君 | 栗山 良夫君 | 秋山 長造君 |
| 滝井治三郎君 | 田中 啓一君 | 阿具根 登君 | 海野 三朗君 |
| 大矢半次郎君 | 石川 榮一君 | 小松 正雄君 | 大倉 精一君 |
| 石原幹市郎君 | 岡田 信次君 | 河合 義一君 | 岡 三郎君 |
| 松岡 平市君 | 大谷 豊潤君 | 龜田 得治君 | 田中 一君 |
| 團 伊能君 | 一松 政二君 | 竹中 勝男君 | 成瀬 幡治君 |
| 西郷吉之助君 | 中川 幸平君 | 小林 亦治君 | 森下 政一君 |
| 左藤 義詮君 | 寺尾 豊君 | 小酒井義男君 | 佐多 忠隆君 |
| 中山 壽彦君 | 中川 以良君 | 重盛 壽治君 | 江田 三郎君 |
| 吉野 恒次君 | 津島 壽一君 | 小林 孝平君 | 久保 等君 |
| 愛知 揆一君 | 小瀬 彬君 | | |

田畑 金光君	松澤 兼人君
森崎 隆君	高田なほ子君
安部キミ子君	矢嶋 三義君
三輪 貞治君	吉田 法晴君
藤原 道子君	小笠原三三男君
菊川 孝夫君	若木 勝蔵君
山田 節男君	東 隆君
内村 清次君	三橋八次郎君
荒木正三郎君	羽生 三七君
千葉 恒君	三木 治朗君
山下 義信君	加藤シヅエ君
市川 房枝君	戸叶 武君
木島 虎蔵君	白川 一雄君
赤松 常子君	石川 清一君
最上 英子君	松浦 定義君
曾祢 益君	松永 義雄君
深川タマエ君	武藤 常介君
平林 太一君	八木 秀次君
村尾 重雄君	井村 徳二君
紅露 みつ君	八木 幸吉君
鈴木 一君	加瀬 完君
千田 正君	相馬 助治君
天田 勝正君	有馬 英二君
堀木 謙三君	菊田 七平君
長谷部ひろ君	木村禧八郎君
上條 愛一君	松浦 清一君
鶴見 祐輔君	一松 定吉君
吉米地義三君	松原 一彦君

国務大臣

文部大臣

大達 茂雄君

厚生大臣

山縣 勝見君

農林大臣

保利 茂君

郵政大臣

塚田十一郎君

労働大臣

小坂善太郎君

建設大臣

戸塚九一郎君

国務大臣

諸方 竹虎君

国務大臣

大野木秀次郎君

政府委員

自治政務次官

青木 正君

大蔵政務次官

愛知 揆一君

大蔵省主計局次長

原 純夫君

農林大臣官房長

渡部 伍良君

昭和二十八年十二月七日 参議院會議録第五号

五八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部

十五円
(配達料共)

発行所

東京府新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
電報東京一九〇〇 官報係